

フローリングの日本農林規格の一部を改正する件 新旧対照表

○フローリングの日本農林規格（昭和 49 年 11 月 13 日農林省告示第 1073 号）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
日本農林規格 JAS 1073-1 : <u>20xx</u> フローリングー第 1 部：一般要求事項 Flooring— Part 1 : General requirements 1～4 （略） 5 表示 5.1 単層フローリング 5.1.1 表示事項 次による。 a) 次の事項を一括して表示しなければならない。 1)～5) （略） 6) <u>製造業者、販売業者又は輸入業者（以下“製造業者等”という。）の氏名又は名称及び所在地</u> b)～f) （略） 5.1.2 表示の方法 次による。 a) <u>5.1.1</u> に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。 1)～5) （略） 6) <u>製造業者等の氏名又は名称及び所在地 製造業者又は販売業者の氏名又は名称及び所在地を記載しなければならない。ただし輸入品にあっては、輸入業者の氏名又は名称及び所在地を記載しなければならない。</u> 7)～11) （略） b) 5.1.1 に規定する事項の表示は、A.2.1 によって、各個又は各こりに<u>格付の表示の同一面</u>の見やすい箇所に明瞭にしなければならない。 5.2 複合フローリング 5.2.1 表示事項 次による。 a) 次の事項を一括して表示しなければならない。 1)～5) （略） 6) <u>製造業者、販売業者又は輸入業者（以下、製造業者等という。）の氏名又は名称及び所在地</u> b)～g) （略） 5.2.2 表示の方法 次による。 a) <u>5.2.1</u> に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。	日本農林規格 JAS 1073-1 : <u>2025</u> フローリングー第 1 部：一般要求事項 Flooring— Part 1 : General requirements 1～4 （略） 5 表示 5.1 単層フローリング 5.1.1 表示事項 次による。 a) 次の事項を一括して表示しなければならない。 1)～5) （略） 6) <u>製造業者又は販売業者（輸入品にあっては、輸入業者）の氏名又は名称及び所在地</u> b)～f) （略） 5.1.2 表示の方法 次による。 a) <u>5.1.1 a) 1)～5)及び b)～e)</u>に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。 1)～5) （略） （新設） 6)～10) （略） b) 5.1.1 に規定する事項の表示は、A.2.1 によって、各個又は各こりに<u>見やすい箇所に明瞭に</u>しなければならない。 5.2 複合フローリング 5.2.1 表示事項 次による。 a) 次の事項を一括して表示しなければならない。 1)～5) （略） 6) <u>製造業者又は販売業者（輸入品にあっては、輸入業者）の氏名又は名称及び所在地</u> b)～g) （略） 5.2.2 表示の方法 次による。 a) <u>5.2.1 a) 1)～5)及び b)～f)</u>に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。

1)～5) (略) 6) <u>製造業者等の氏名又は名称及び所在地 製造業者又は販売業者の氏名又は名称及び所在地を記載しなければならない。ただし輸入品にあつては、輸入業者の氏名又は名称及び所在地を記載しなければならない。</u> 7)～11) (略) b) 表示事項の項に規定する事項の表示は、A.2.2 によって、各個又は各こりの、<u>格付の表示の同一面の見やすい箇所に明瞭にしなければならない。</u> 5.3 (略)	ない。 1)～5) (略) (新設) 6)～10) (略) b) 表示事項の項に規定する事項の表示は、A.2.2 によって、各個又は各こりに<u>見やすい箇所に明瞭にしなければならない。</u> 5.3 (略)																																																												
附属書 A (規定) フローリングの表示の様式 A.1 一般 箇条 5 に規定する事項の表示の様式を、次に示す。なお、この様式は縦書きにしてよい。 A.2 表示様式 A.2.1 単層フローリングの表示の様式 <table border="1"> <tr><td>品</td><td>名</td></tr> <tr><td>用</td><td>途^{a)}</td></tr> <tr><td>樹</td><td>種</td></tr> <tr><td>等</td><td>名</td></tr> <tr><td></td><td>級</td></tr> <tr><td>ホルムアルデヒド放散量^{b)～d)}</td><td></td></tr> <tr><td>接着剤等の使用状態</td><td></td></tr> <tr><td>使用接着剤等の種類</td><td></td></tr> <tr><td>乾</td><td>燥</td></tr> <tr><td></td><td>法</td></tr> <tr><td>防虫処理方法^{e)}</td><td></td></tr> <tr><td>寸</td><td>法</td></tr> <tr><td>入</td><td>り</td></tr> <tr><td></td><td>数^{f)}</td></tr> <tr><td>製造業者等^{g)}</td><td></td></tr> </table> 図 A.1－単層フローリングの表示の様式 注 ^{a)～注} ^り (略) 注 ^{g)} <u>製造業者等は、製造業者である場合にあつては“製造業者”に、販売業者である場合にあつては、“販売業者”に、輸入品にあつては、“輸入業者”に置き換える。</u> (削る。)	品	名	用	途 ^{a)}	樹	種	等	名		級	ホルムアルデヒド放散量 ^{b)～d)}		接着剤等の使用状態		使用接着剤等の種類		乾	燥		法	防虫処理方法 ^{e)}		寸	法	入	り		数 ^{f)}	製造業者等 ^{g)}		附属書 A (規定) フローリングの表示の様式 A.1 一般 箇条 5 に規定する事項の表示の様式を、次に示す。なお、この様式は縦書きにしてよい。 A.2 表示様式 A.2.1 単層フローリングの表示の様式 <table border="1"> <tr><td>品</td><td>名</td></tr> <tr><td>用</td><td>途^{a)}</td></tr> <tr><td>樹</td><td>種</td></tr> <tr><td>等</td><td>名</td></tr> <tr><td></td><td>級</td></tr> <tr><td>ホルムアルデヒド放散量^{b)～d)}</td><td></td></tr> <tr><td>接着剤等の使用状態</td><td></td></tr> <tr><td>使用接着剤等の種類</td><td></td></tr> <tr><td>乾</td><td>燥</td></tr> <tr><td></td><td>法</td></tr> <tr><td>防虫処理方法^{e)}</td><td></td></tr> <tr><td>寸</td><td>法</td></tr> <tr><td>入</td><td>り</td></tr> <tr><td></td><td>数^{f)}</td></tr> <tr><td>製造業者者^{g) h)}</td><td></td></tr> </table> 図 A.1－単層フローリングの表示の様式 注 ^{a)～注} ^り (略) 注 ^{g)} <u>表示を行う者が販売業者である場合にあつては、この様式中“製造業者”を“販売業者”とする。</u> 注 ^{h)} <u>輸入品にあつては、注 ^{g)}にかかわらず、この様式中“製造業者”を“輸入業者”とする。</u>	品	名	用	途 ^{a)}	樹	種	等	名		級	ホルムアルデヒド放散量 ^{b)～d)}		接着剤等の使用状態		使用接着剤等の種類		乾	燥		法	防虫処理方法 ^{e)}		寸	法	入	り		数 ^{f)}	製造業者者 ^{g) h)}	
品	名																																																												
用	途 ^{a)}																																																												
樹	種																																																												
等	名																																																												
	級																																																												
ホルムアルデヒド放散量 ^{b)～d)}																																																													
接着剤等の使用状態																																																													
使用接着剤等の種類																																																													
乾	燥																																																												
	法																																																												
防虫処理方法 ^{e)}																																																													
寸	法																																																												
入	り																																																												
	数 ^{f)}																																																												
製造業者等 ^{g)}																																																													
品	名																																																												
用	途 ^{a)}																																																												
樹	種																																																												
等	名																																																												
	級																																																												
ホルムアルデヒド放散量 ^{b)～d)}																																																													
接着剤等の使用状態																																																													
使用接着剤等の種類																																																													
乾	燥																																																												
	法																																																												
防虫処理方法 ^{e)}																																																													
寸	法																																																												
入	り																																																												
	数 ^{f)}																																																												
製造業者者 ^{g) h)}																																																													

A.2.2 複合フローリングの表示の様式

品 名
用 途
材 料 名
ホルムアルデヒド放散量^{a) b)}
使用接着剤等の種類
化粧加工の方法^{c)}
化粧板の樹種名^{d)}
摩耗試験方法^{e)}
防虫処理方法^{f)}
寸 法
入 り 数^{g)}
製 造 業 者 等^{h)}

注 ^{a)}～注 ^{g)} (略)

注 ^{h)} 製造業者等は、製造業者である場合にあっては“製造業者”に、販売業者である場合にあっては、“販売業者”に、輸入品にあっては、“輸入業者”に置き換える。
(削る。)

A.2.2 複合フローリングの表示の様式

品 名
用 途
材 料 名
ホルムアルデヒド放散量^{a) b)}
使用接着剤等の種類
化粧加工の方法^{c)}
化粧板の樹種名^{d)}
摩耗試験方法^{e)}
防虫処理方法^{f)}
寸 法
入 り 数^{g)}
製 造 業 者 等^{h) i)}

注 ^{a)}～注 ^{g)} (略)

注 ^{h)} 表示を行う者が販売業者である場合にあっては、この様式中“製造業者”を“販売業者”とする。

注 ⁱ⁾ 輸入品にあっては、注 ^{h)}にかかわらず、この様式中“製造業者”を“輸入業者”とする。